

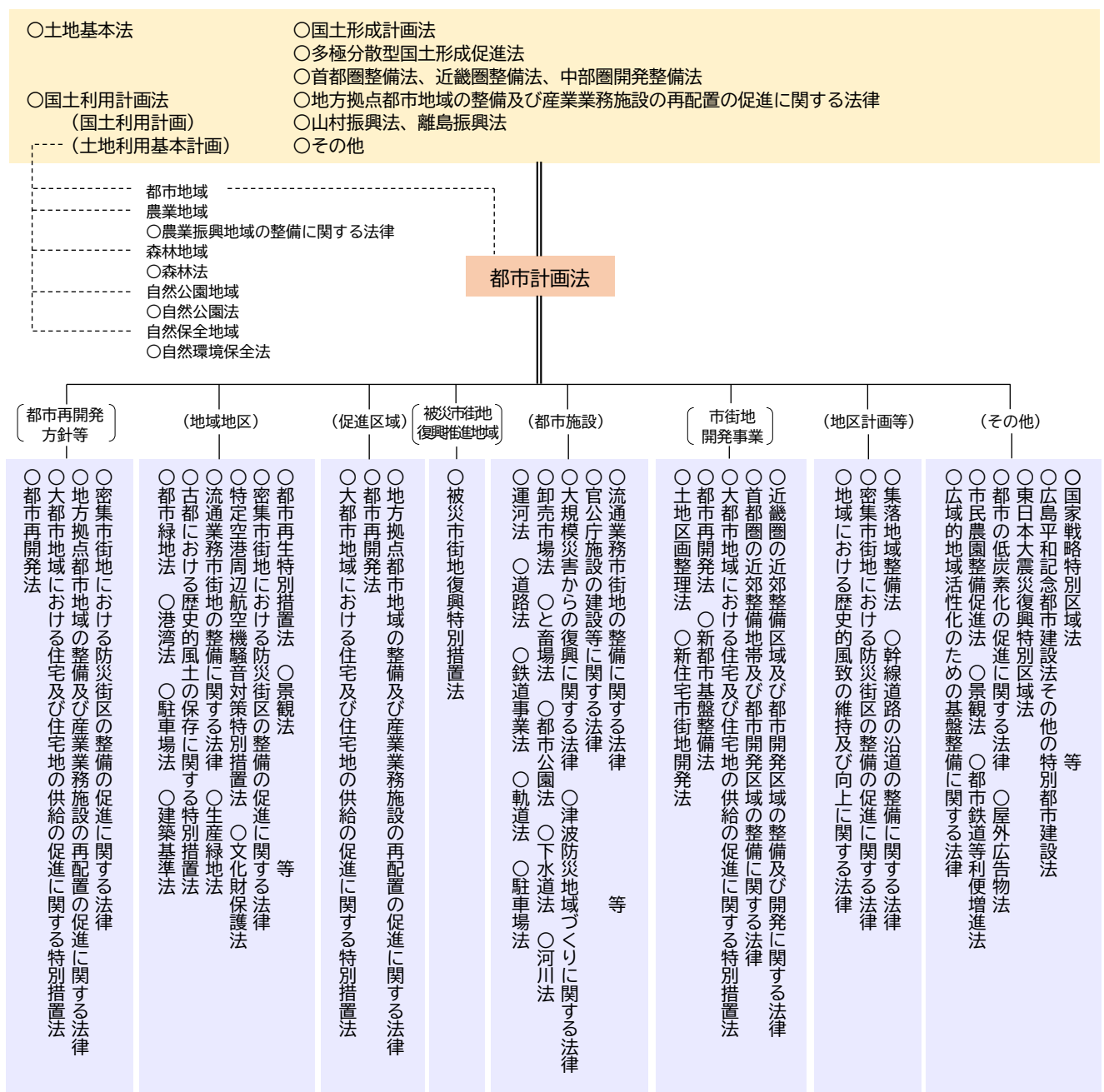
Ⅱ 都市計画の概要

1. 都市計画の目的

都市は、市民生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場でもあり、そこに住み、活動する人々にとって、安全で快適かつ機能的であることが必要です。都市計画とは、このような都市づくりを計画的に誘導し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する総合的な計画です。

市計画に関する法体系は、下図のように都市計画法を中心として上位計画に関する法律、土地利用に関する法律、都市施設に関する法律、市街地開発事業に関する法律等から構成されています。

都市計画関係法令体系



(資料:「都市計画法制研究会 編集 都市計画法令要覧(令和6年版)」)

2. 都市計画の内容

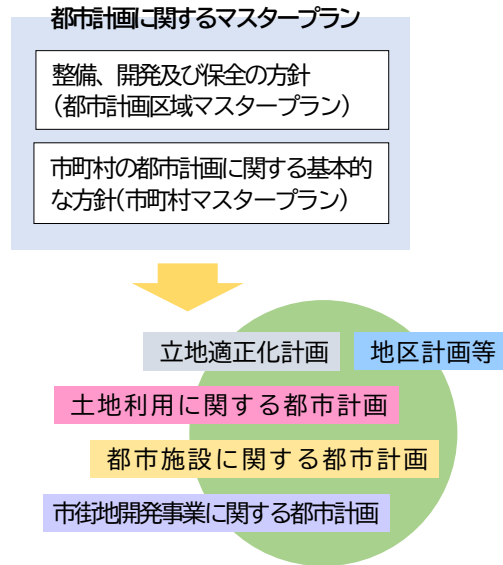
都市計画を大別すると、都市の長期的なビジョンを示すマスタープラン、立地適正化計画、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画、市街地開発事業等に関する計画、地区計画等があります。

(1)都市計画に関するマスタープラン

都市計画に関するマスタープランには、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」と市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」があります。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、平成 12 年の都市計画法の改正により拡充されたもので、都市計画区域ごとに、都市計画の目標や区域区分(線引き)の決定の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針などを定めるものです。

また、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とは、平成 4 年の都市計画法改正により創設されたもので、都市の将来像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。



(2)立地適正化計画

人口減少・高齢社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、「松江市都市マスタープラン」の市街地における土地利用方針の詳細版という位置づけで、都市マスタープランの方針に沿って立地適正化計画を策定しています。松江市都市マスタープランにおいて市域全体を対象に公共交通網をまちの骨格と位置づけ、定住の促進や雇用の創出に資する土地利用の方針を示すとともに、本市の人口の約 7 割を占める市街地における土地利用の方針をより具体的に示したものです。

(3)土地利用に関する計画

1)区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)とに区分するもの(「線引き」といいます)です。

従来は、原則として区域区分が義務付けられていましたが、平成 12 年の都市計画法の改正により、選択制となり、区域区分をするか否かについて、都市計画区域を定めた都道府県が地域の実情を踏まえて「都市計画区域マスタープラン」の中で判断する仕組みになりました。

2)地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分することにより、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに合理的な利用あるいは保全を図るために定めるものです。地域地区が定められると、地域地区の種類に応じ、建築物の用途、形態、構造等に一定の制限がかかります。

3)促進区域

促進区域は、土地所有者等による計画的な市街地開発を促進し、良好な土地利用を実現するために定めるものです。促進区域が定められると、土地所有者等に一定期間内に計画的市街地整備を行うことが義務付けられます。

(4)都市施設に関する計画

都市施設とは、道路・公園・下水道等の公共公益施設であり、私たちが安全で快適かつ機能的な都市生活を営む上で必要不可欠なものです。都市計画には、これらの都市施設のうち、必要なものを定めます。

(5)市街地開発事業等に関する計画

1)市街地開発事業

市街地開発事業とは、都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路や公園等の公共施設の整備に併せて良好な住環境や業務機能を確保するために、面的な広がりを持った区域で、総合的かつ一体的に行われる事業です。

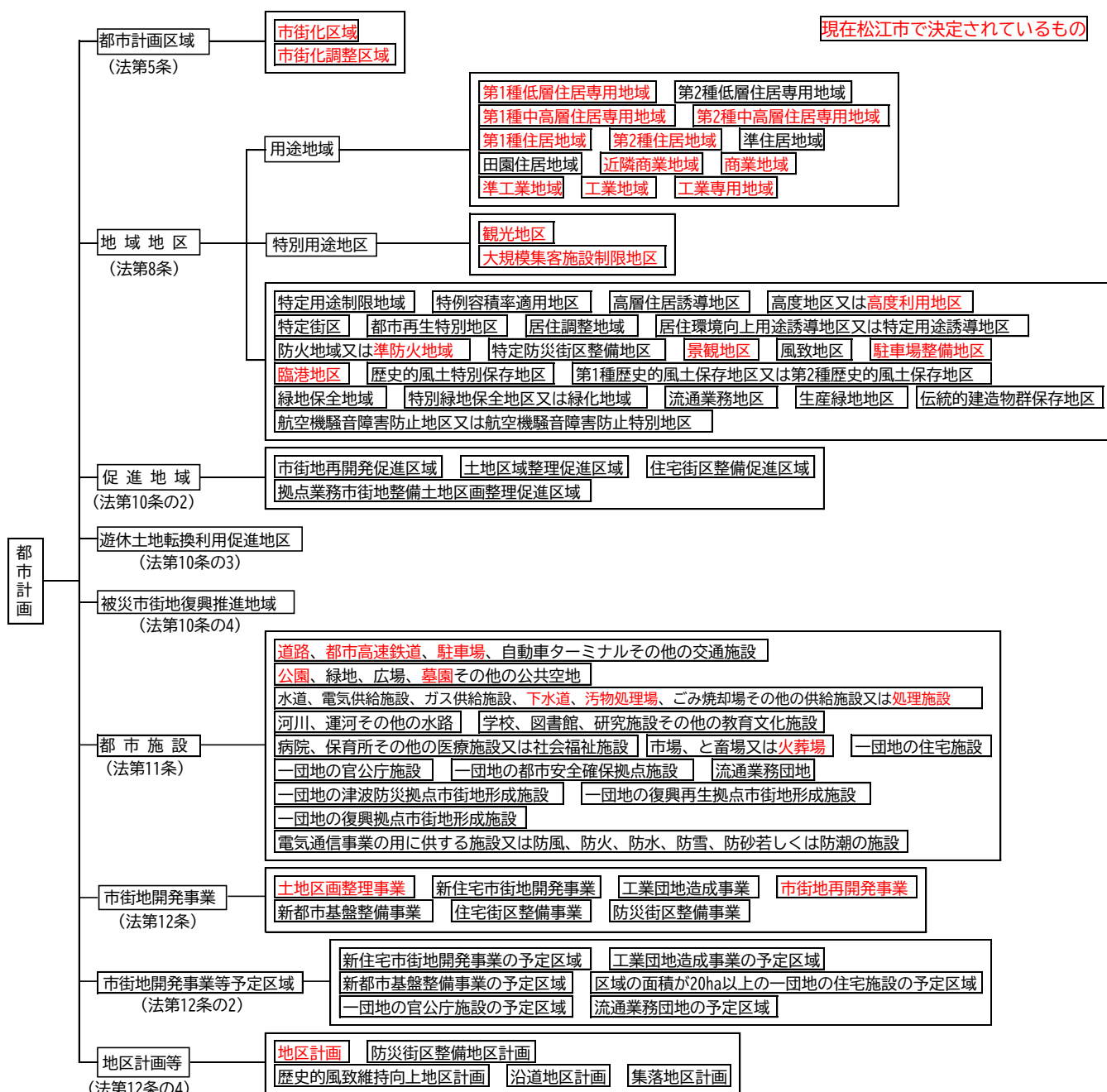
2)市街地開発事業等予定区域

市街地開発事業等予定区域とは、大規模な開発事業を実施する際、基本構想が定まってから、都市計画決定するための詳細計画が定まるまでの間、事業の障害となる乱開発や投機的な土地取引の進行を防止するため、事業の種類、名称、施行予定者、区域等の基本的な事項が明らかになった段階において、予定区域として都市計画を定めるものです。

(6)地区計画等

地区計画は、地区レベルでのまちづくり計画であり、ある一定のまとまりを持った地区を対象として、建築物の用途・形態等に関する制限や、道路・公園等の地区施設の配置等について、地区の特性に応じ、きめ細かく定めることができる計画です。

【都市計画の種類】



■都市計画決定一覧表（令和7年1月31日時点）

種類	決定事項	種類	決定事項	種類	決定事項
松江圏都市計画区域					
都市計画区域	17,845ha	景観地区	2.8ha	公共下水道	4,448.1ha
市街化区域	3,293ha	臨港地区	25.8ha	汚物処理場	(3箇所)1.6ha
市街化調整区域	14,552ha	道路	(86路線)158,420m	ごみ処理場	(2箇所)1.30ha
用途地域	3,293ha	駅前広場	(5箇所)1.87ha	火葬場	(1箇所)1.8ha 14体/日
観光地区	10.4ha	都市高速鉄道	3,480m	土地区画整理事業	(7地区)325.8ha
大規模集客施設制限地区	258ha	駐車場	(2箇所)0.81ha	市街地再開発事業	(4地区)3.6ha
高度利用地区	(4地区)3.6ha	公園	(39箇所)181.11ha	地区計画	(30地区)297.4ha
準防火地域	232.5ha	墓園	(1箇所)28.10ha		
駐車場整備地区	305.0ha	流域下水道	4,448.1ha		
宍道都市計画区域					
都市計画区域	2,000ha	道路	(4路線)7,170m	公共下水道	387.0ha
用途地域内	237ha	公園	(5箇所)16.80ha	ごみ処理場	(1箇所)0.94ha
用途地域外	1,763ha	流域下水道	387.0ha	地区計画	(1地区)9.8ha
大規模集客施設制限地区	69ha				

3. 都市計画決定手続き

(1)都市計画の決定権者

都市計画は、都市の実態及び将来を見通し、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものであり、「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域的・根幹的な計画」までを一体的かつ総合的に定めるものであるため、その決定にあたっては、国、都道府県及び市町村が適切に役割分担して定める必要があります。都市計画の決定主体は市を中心としつつ、その中で広域的な見地から定める必要のあるものや都市にとって根幹的な都市施設に関するものについては、都道府県が関係市町村の意見を聴き、必要に応じて国土交通大臣の同意を得て定めることとされています。

■都市計画決定区分一覧表（島根県版）[1/3]

都市計画の内容		市決定	県決定	
			大臣同意不要	大臣同意必要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				○
区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)				○
都市再開発方針等			○	
地域地区	用途地域	○		
	特別用途地区	○		
	特定用途制限地域	○		
	特例容積率適用地区	○		
	高層住居誘導地区	○		
	高度地区、高度利用地区	○		
	特定街区	○		
	都市再生特別地区			○
	居住調整地域、特定用途誘導地区	○		
	防火地域、準防火地域	○		
	特定防災街区整備地区	○		
	景観地区	○		
	風致地区		○	
	面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるもの)			
	その他	○		
	駐車場整備地区	○		
	国際幹線港湾及び国際拠点港湾			○
	臨港地区		○	
	重要港湾			
	その他	○		
	歴史的風土特別保存地区			○
	第1種・第2種歴史的風土保存地区			○
	緑地保全地区		○	
	2以上の市町村の区域にわたるもの			
	その他	○		
	特別緑地保全地区		○	
	面積10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるもの)			
	その他	○		
	(近郊緑地特別保全地区)			○
	緑化地域	○		
	流通業務地区		○	
	生産緑地地区	○		
	伝統的建造物群保存地区	○		
	航空機騒音障害防止地区・特別地区		○	

■都市計画決定区分一覧表（島根県版）[2/3]

都市計画の内容				市決定	県決定	
					大臣同意不要	大臣同意必要
促進区域	市街地再開発促進区域			○		
	住宅街区整備促進区域			○		
	土地区画整理促進区域			○		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域			○		
遊休土地有効利用促進地区				○		
被災市街地復興推進地域				○		
都市施設	道路	一般国道				○
		県道			○	
		その他の道路		○		
		自動車専用道路	高速自動車国道 その他		○	○
	都市高速度鉄道					○
	駐車場			○		
	自動車ターミナル			○		
	空港	成田・東京・中部・関西国際空港				○
		地方管理空港			○	
		その他		○		
	その他交通施設			○		
	公園・緑地	面積 10ha 以上(国が設置するもの)				○
		面積 10ha 以上(県が設置するもの)			○	
		その他		○		
	広場・墓園	面積 10ha 以上(国又は県が設置するもの)			○	
		その他		○		
	その他公共空地			○		
	水道	水道用水供給事業			○	
		その他		○		
	電気・ガス供給施設			○		
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域		○	
			その他	○		
		流域下水道			○	
		その他		○		
	汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設			○		
	その他処理施設				○	
	河川	一級河川				○
		二級河川			○	
		準用河川		○		
	運河その他水路				○	
	学校、図書館、研究施設等			○		
	病院、保育所等			○		
	市場、と畜場、火葬場			○		
	一団地の住宅施設			○		
	一団地の官公庁施設					○
	流通業務団地				○	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設			○		
	電気通信事業用施設			○		
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設			○		
	防潮施設			○		
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積 50ha 超 ※1			○	
		その他		○		
	新住宅市街地開発事業				○	
	工業団地造成事業				○	
	市街地再開発事業	面積 3ha 超 ※1			○	
		その他		○		
	新都市基盤整備事業				○	
	防災街区整備事業	面積 3ha 超 ※1			○	
		その他		○		
	住宅街区整備事業	面積 20ha 超 ※1			○	
その他		○				

■都市計画決定区分一覧表（島根県版）[3/3]

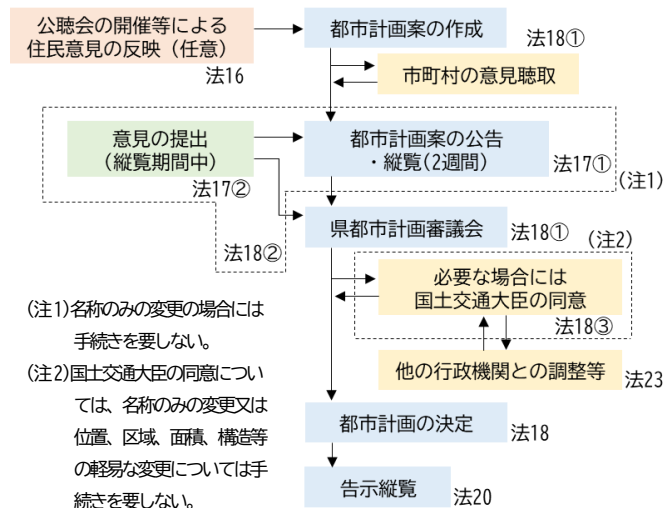
都市計画の内容		市決定	県決定	
			大臣同意不要	大臣同意必要
市街地開発事業 等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域		○	
	工業団地造成事業予定区域		○	
	新都市基盤整備事業予定区域		○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域	○		
	一団地の官公庁施設予定区域			○
	流通業務用地予定区域		○	
地区計画等	地区計画	○		
	防災街区整備地区計画	○		
	沿道地区計画	○		
	歴史的風致維持向上地区計画	○		
	集落地区計画	○		

※1 国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの。

(2) 県が定める都市計画の決定手続き

県は、原案をもとに、必要に応じて公聴会や説明会等を開催し、また、市の意見聴取、関係行政機関への協議等によって調整を行います。次に、計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民から案に対する意見書の提出があれば、その要旨と併せて計画案を県都市計画審議会に付議することとなっています。県都市計画審議会で承認された後、必要なものについては国土交通大臣の同意を得て、県が決定した旨を告示することによって、都市計画の効力が発生します。

○県が定める都市計画決定手続き



*公聴会

都市計画の案の作成段階において住民の意見を反映するため、県や市が作成した都市計画の原案について、公開のもとで住民の意見を聴く場として必要に応じ開催されます。

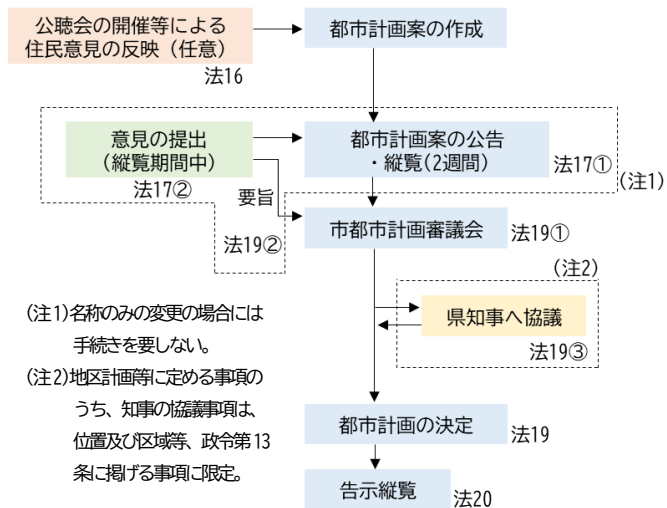
*島根県都市計画審議会

都市計画法第77条の規定に基づいて設置され、県が定める都市計画について調査審議するほか、県知事が必要と認める事項について調査審議することを目的としています。審議会は県議会議員、学識経験者及び関係行政機関の職員等で構成されています。

(3) 市が定める都市計画の決定手続き

市は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会等を開催し、関係行政機関との調整を行います。次に計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民からの意見書の提出があれば、その要旨と併せて計画案を市都市計画審議会に付議することになっています。市都市計画審議会承認された後、知事に協議を行い、市が決定した旨を告示することにより、都市計画の効力が発生します。

○市が定める都市計画決定手続き



*縦覧公告

都市計画の決定にあたっては、あらかじめ広く計画案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映するため計画案の縦覧が2週間行われます。住民及び利害関係人は、その計画案について意見書を提出できます。

*松江市都市計画審議会

都市計画法第77条の2の規定に基づいて設置され、市が定める都市計画について調査審議するほか、県が定める都市計画に対する市の意見及び市長が必要と認める事項について調査審議することを目的としています。審議会は、学識経験者、市議会議員及び関係行政機関の職員等で構成されています。

4. 都市計画制限

都市計画制限とは、都市計画の実現を担保するため、都市計画が定められた土地の利用について適正な制限を加え、個別の開発や建築を計画内容に沿うよう規制・誘導するものです。

(1)土地利用計画に係る都市計画制限

1)開発行為の制限(開発許可制度)

開発許可制度とは、無秩序な市街化の進行による都市環境の悪化を防ぐために、一定規模以上の宅地造成等の開発行為については原則として許可制にするという制度です。開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物(コンクリートプラント、ゴルフコース等)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。(法4条12項)

松江市では、松江圏都市計画区域においては、市街化区域内で1,000㎡以上の開発行為、市街化調整区域内で全ての開発行為、宍道都市計画区域においては3,000㎡以上の開発行為について、また都市計画区域外では10,000㎡以上の開発行為について、それぞれ市長の許可が必要となります(「Ⅶ 宅地開発と建築指導 1. 開発許可制度」参照)。(法29条)

許可にあたっては、開発行為に伴い必要となる道路・排水施設等の公共施設の整備等について、市街地として最低限必要な水準を確保するための技術基準により審査します。【法33条】

2)地域地区の区域内における建築等の制限

用途地域等の地域地区が都市計画決定されると、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ及び構造等がそれぞれの地域地区の規制内容に適合していることが要求され、建築物を建築する場合には、建築主事の確認を受けなければなりません。また、風致地区等の区域内において、建築物の建築・宅地の造成・木竹の伐採等を行う場合は、この建築確認とは別に、それぞれの法律や条例に基づく許可が必要になります。

3)地区計画等の区域内における建築の制限

地区計画等の区域内において土地の区画形質の変更や建築物の建築等を行う場合は、市長への届出が必要であり、地区計画等に定められた内容に適合することが要求されます。市長は、その行為が適合しない場合には、計画に適合するよう勧告することができます。【法58条の2】

また、建築物等の制限に関する事項は、建築基準法に基づく市の条例に定めることができ、建築確認の審査対象となります。

(2)都市計画施設等に係る都市計画制限

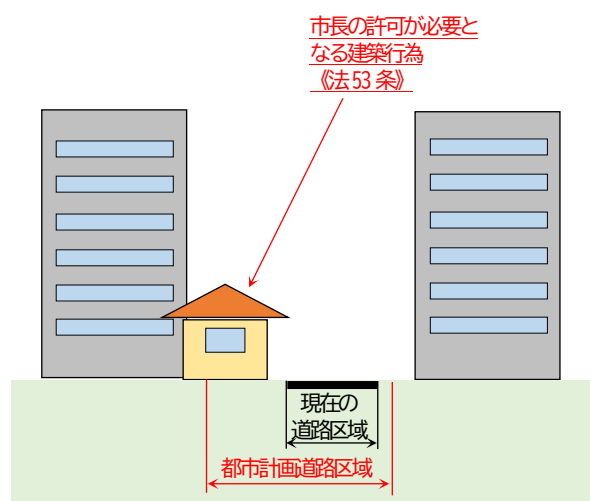
都市計画施設・市街地開発事業の区域内における建築制限

都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築しようとする場合は、都市計画事業の施行としての行為や非常災害のため必要な応急措置としての行為等を除き、市長の許可が必要となります。【法53条】

許可申請に係る建築物が、地階を有しない2階以下で、主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等であり、かつ容易に移転、除却することが可能な場合には、許可しななければならないことになっています。【法54条】

この建築物の建築に対する私権の制限は、公共の福祉のために受認すべき制限の範囲内の制限であり、特に補償措置は必要とされていません。

都市計画施設区域内における建築制限



5. 都市計画事業

(1)都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことで、都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる事業です。都市計画施設については、全て都市計画事業として整備を行う必要はありませんが、都市計画決定された市街地開発事業については、全て都市計画事業として行わなければなりません。

(2)都市計画事業の施行者

都市計画事業は、原則として市が知事の認可を受けて施行しますが、市が施行することが困難又は不適当な場合などは、県や公団等が施行することもできます。

(3)都市計画事業制限

都市計画事業の認可又は承認が行われ、事業地等が告示されると、その事業地内において、事業の施行の障害となる恐れのある土地の区画形質の変更・建築物の建築・工作物等の建設等を行う場合は、市長の許可が必要となります。【法 65 条】

この都市計画事業制限は、通常の都市計画制限よりも厳しい制限となっています。

(4)有償譲渡の届出と先買制度【法 67 条】

都市計画事業の事業地内において、土地建物を有償で譲り渡そうとする場合には、その予定対価の額、譲渡予定相手方等を施行者に届け出なければならず、施行者に先買い権が発生します。施行者が 30 日以内に買取りの通知をしたときは、施行者と届出者との間に売買が成立したものとみなされます。

これは、投機的取引と地価の上昇を防止するとともに、用地買収の円滑化を図り、事業施行を促進するための制度で、届出から 30 日間は土地建物等を譲り渡すことはできません。

(5)買取請求制度【法 68 条】

都市計画事業の事業地内において、土地収用法に基づく収用の手続きが保留されている場合は、土地の所有者は、施行者に対して更地の土地を時価で買い取ることを請求することができます。

これは、様々な制限が課されている土地所有者の権利を保護するとともに、用地買収の円滑化を図るための制度です。

(6)土地収用法の適用

都市計画事業は、土地収用法規定が適用されます。この場合、事業認定は行わず、法 59 条の認可又は承認をもって事業認定に代えるものとし、法 62 条第 1 項の告示をもって、事業認定の告示とみなします。【法 70 条】

また、土地収用法上の事業認定が、告示の日から 1 年以内に収用の裁決申請しない場合には失効するのに対し、都市計画事業の場合は、認可又は承認の告示後、事業施行期間内は 1 年毎にその効力が更新されます。【法 71 条】

6. 松江市の都市計画の経緯

(1)都市計画の沿革

1)都市計画法適用までの都市計画

城下町として発達した松江市も開府当時の時代要求に基づき、城濠や街路等の諸施設が外敵の攻撃に対応した計画の下に築造されました。明治維新以後、城下町が一般的に衰退し、人口も減少しましたが、やがて明治の末期頃になって市街地の発展時代に移行しました。その著しい例は穴道湖面を埋め立て陸地化する事業でした。明治44年に松江分元山地先(現幸町)の約4,400㎡、大正2年に現在の湖畔公園を含む白潟地区約15,000㎡、さらには大正4年と同10年の2回にわたり末次町地先の現市庁舎を合わせて約7,200㎡の埋立て造成を実施しています。また、斐伊川改修計画の実施に伴う大橋川の浚渫^{しゅんせつ}に際して、大正15年から旧津田村の水田に土砂を盛り、約60,700㎡の畑地としました。この地域に朝日町、大正町、東朝日町の市街地が次第に発達していきました。

2)戦前の都市計画

松江市が都市計画準備に着手したのは大正10年で、人口10万人を包含する都市建設を想定して、松江大橋を中心に半径約2.4km圏内の調査を行い、大正15年6月に大綱が出来ました。その調査に基づき、昭和3年1月1日から旧都市計画法第2条の適用を受けて本格的な都市計画行政が始まりました。土地区画整理事業としては、白潟大火及び末次本町他7町大火の火災跡地と向島地区の事業を実施し、また街路事業としては、現在の3・5・13号松江熊野線及び3・5・11号国道9号線の一部等を築造しました。昭和18年から終戦までは、戦時中ということで事業は一時中断のやむなきにいたりました。

3)戦後の都市計画

終戦直後から疎開跡地の整備を始めました。政府は昭和25年に全国113都市を新しい都市計画モデル都市に決め、基礎調査をするように指示し、松江市もその指定を受けました。その調査は昭和26年から30年にかけて実施され、調査結果の再検討を行い、昭和32年に用途地域を指定するとともに、昭和33年には街路計画を大幅に変更し、新しい都市計画を樹立しました。その間、昭和26年3月1日に特別都市建設法である「松江国際文化観光都市建設法」の適用を受け、これに基づいて都市計画事業を推進しています。

新都市計画法が昭和43年6月15日法律第100号として新たに公布され、都市計画の内容の充実が図られました。これを受けて、それまで松江市の行政区域で定めていた都市計画区域を、昭和45年12月10日に安来市・東出雲町・玉湯町と合わせて2市2町で松江圏都市計画区域として新たに設定し、その中を市街化区域及び市街化調整区域に区分する、いわゆる線引き制度が導入されました。そしてこの時期を境に、市街地開発事業や開発許可制度など数々の都市計画が実施されています。

平成17年3月31日の市町村合併に伴い、現在、松江圏都市計画区域と穴道都市計画区域の2つの都市計画区域を有しています。なお、線引き制度は松江圏都市計画区域に導入されています。

(2)都市計画区域の変遷

都市計画区域とは、都市計画を策定するべき場というべきもので、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法及びその他の法令の規制を受けるべき土地として、県により指定された区域です。

■都市計画区域変遷表

区域	指定変更年月日	面積(ha)	内容
松江圏都市計画区域	S 3. 1. 1	478	行政区域の全域
	S36. 9. 26	17,378	//
	S45. 12. 10	14,284	行政区域の一部
	H 3. 3. 5	14,370	//
	H17. 3. 31	15,932	//
	H23. 8. 1	17,845	//
穴道都市計画区域	S50. 2. 4	2,000	行政区域の一部

7. 都市計画審議会

都市計画は、都市の将来のすがたを決めるものであり、それらの実現のため土地に関する権利に相当な制限を加えるものであることから、各種の行政機関や住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を適正に保護する観点を踏まえた判断が必要になります。

このため、都市計画法では、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会を設置し、都市計画を決める前にその案について調査、審議することとしています。

松江市においても、松江市都市計画審議会条例の規定により、松江市都市計画審議会を設置しています。

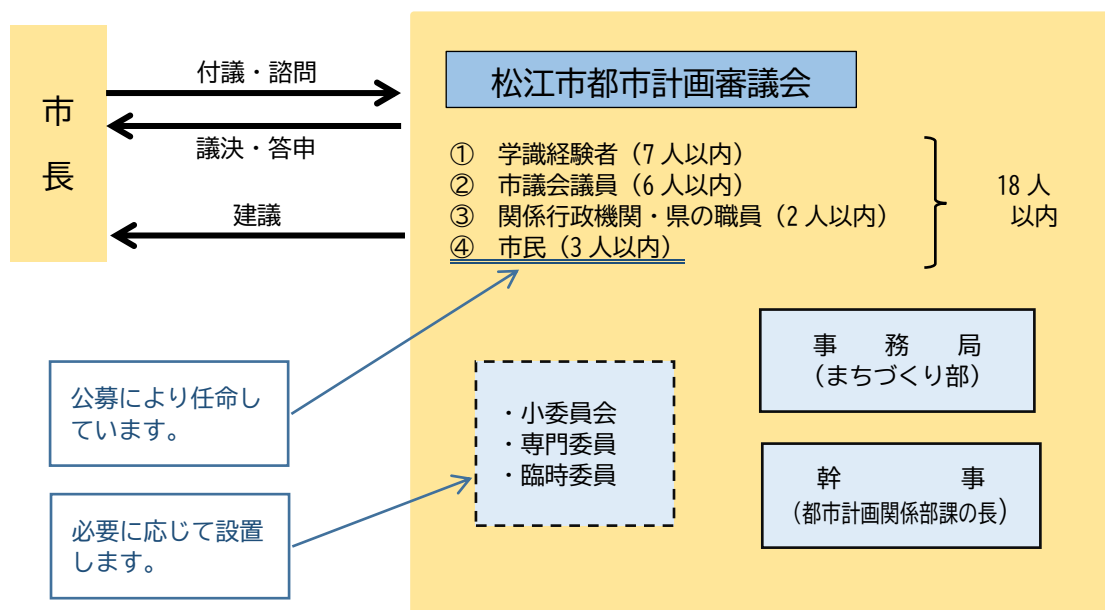
松江市都市計画審議会の役割

- ①松江市が決定する都市計画について調査・審議します。
- ②松江市長の諮問に応じて、都市計画に関係する事項について調査・審議します。
(例)・島根県が決定する都市計画へ提出する市の意見
・市が策定する計画等(松江市都市計画マスタープランなど)
- ③都市計画に関係する事項について、関係行政機関に意見を申し出ます。

松江市都市計画審議会の構成

松江市都市計画審議会の委員の任期は2年です。

平成27年9月から、市民委員(3人以内)を追加しました。



付議：議決を求めること。(最終的には、採決により可否が決定されます。)

諮問：専門的な機関に対して、一定の事項について意見を求めること。

答申：行政機関等から聴かれたことに対して、意見を述べること。

建議：意見・希望を行政機関等に申し述べること。

松江市都市計画審議会条例

○松江市都市計画審議会条例

平成 17 年 7 月 12 日
松江市条例第 437 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定に基づき、松江市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7 人以内
 - (2) 市議会の議員 6 人以内
 - (3) 関係行政機関又は県の職員 2 人以内
 - (4) 本市の区域内に住所を有するもの 3 人以内
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 2 号につき任命された委員が議員の職を失ったときは、委員の職を失う。
- 3 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○松江市都市計画審議会運営規則

平成 17 年 7 月 12 日
松江市規則第 315 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松江市都市計画審議会条例(平成 17 年松江市条例第 437 号)第 9 条の規定に基づき、松江市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、開会期日の 5 日前までに会議の日時、場所及び審議する事項を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(専門委員の出席)

第 3 条 専門委員は、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、会議に出席し、意見を述べ、又は説明することができる。

(議長)

第 4 条 会長は、会議の議長となり会議を主宰する。

- 2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(会議公開の原則)

第 5 条 会議は、公開する。ただし、会議において会議の運営上支障があるとして公開しないことを決議した場合は、この限りではない。

(議席)

第 6 条 委員及び臨時委員の議席は、議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 議長は、必要と認めるときは、審議会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(建議案の発議)

第 8 条 委員は、建議案を発議しようとするときは、あらかじめ理由を付して、その案を会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議録)

第 9 条 会議の開催日時、開催場所、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

- 2 会議録には、議長及び議長の指名する 2 名の委員が署名しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。